

伊豆の国市農業委員会10月定例会議議事録

開催日時 令和7年10月9日(木)
午後2時30分～午後4時30分
場 所 韮山文化センター映像ホール

出席委員： 13人 欠席： 1人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	遠藤 照彦	5	松下 満雄	9	土 田 哲	13	萩原 一英	事務局	小坂 高一郎
2	山田 尚志	6	與五澤文義	10	窪井 千容	14	鈴木 宗雄		小澤 竜哉
3	中川 謙一	7	渡邊 伸一	11	天 野 進				福本 南斗
4	土屋 克彦	8	内 田 久	12	星合 省吾				

推進委員： 10人 欠席： 1人

No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名	No.	氏 名
1	杉山 芳喜	4	岡 本 仁	7	渡邊 光一	10	土 屋 栄
2	白 井 孝	5	久保田正一	8	田 中 正 男	11	重田庄八郎
3	高 梨 誠	6	渡邊 一弘	9	平 木 宏		

議事の内容

審議案件 議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・3件
議案第2号 農地法第5条許可申請書承認の件・・・・・・・・・・1件

報告事項 農地法届出書(専決事項)について
報告第1号 農地法第5条届出書受理の件・・・・・・・・・・1件

その他 農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について
農地利用目的変更の今後の運用について
農地利用状況調査に関する調査結果の提出について

開 会 事務局長	ただ今から10月定例農業委員会を開催します。 なお、各委員の皆様におかれましては、携帯電話をマナーモードへの切り替えをお願いいたします。 本日、農業委員の過半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことを報告します。 それでは、会長の進行により、慎重なる審議の程、よろしくお願いしたいと思います。
議事録署名人指名 会 長	それでは議事に入ります。議事録署名人を指名致します。5番松下委員、6番與五澤委員を議事録署名人に指名いたします。では、議案第1号に入ります。
会 長	議案第1号の31番について、●●委員は譲受人に該当するため、農業委員会等に関する法律第31条「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当しますので退席してください。 （●●委員退席）
審議案件 【議案第1号】 会 長	○【議案第1号 農地法第3条許可申請書承認の件】 議案第1号「農地法第3条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第1号31番について、事務局より概要説明をしてください。
事務局	議案第1号31番について「朗読」 議案第1号「農地法第3条許可」の31番について説明します。場所と写真は資料番号①をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 譲受人の経営面積は5,423㎡です。譲受人の年齢は73歳で、農作業経験は53年であり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においてはイチゴを栽培する予定です。申請地は自宅から車で1分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第3条第2項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は一筆で110万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、葦山多田地区担当の●●委員は退席しているため、推進委員の補足説明に移ります。葦山多田地区担当の久保田推進委員よろしくお願いします。
久保田推進委員	（議案第1号31番農地法第3条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願

	います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 議案第 1 号32番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号32番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の32番について説明します。場所と写真は資料番号②をご覧ください。 譲受人の経営面積は6,290㎡です。譲受人の年齢は52歳で、農作業経験は4年であり、農地の管理能力については申請書により問題ないことを確認しました。申請地においては水稻を栽培する予定です。申請地は自宅から車で30分ほどの距離にあり、当該農地の隣地に父所有の家及び農機具倉庫があるため、通作には問題ありません。権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第 3 条第 2 項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。今回は贈与のため無償です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、小坂地区の担当委員は 8 番内田委員です。よろしくお願いします。
内田委員	(議案第1号32番農地法第 3 条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて小坂地区担当の渡邊光一推進委員から意見ををお願いします。
渡邊推進委員	(議案第1号32番農地法第 3 条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	他に質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。 続いて議案第 3 号の33番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号33番について「朗読」 議案第 1 号「農地法第 3 条許可」の33番について説明します。場所と写真は資料番号③をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。

	本申請は、譲受人である法人が農地の権利を取得しようとするものであり、農地所有適格法人の４要件を全て満たしていることを申請書により確認しました。 譲受人の市内経営面積は30,338㎡で、函南町の経営面積を合わせると合計で40,356㎡になります。他市町の耕作面積については、函南町農業委員会及で発行された耕作証明書により確認しております。申請地は譲受人の伊豆の国市内の拠点から車で５分ほどの距離にあるため、通作には問題ありません。また、農作業に従事する者は８名おり、それぞれ１年～23年の経験がある者が年間270日以上農作業に従事し、農作業に必要な機械についてはすでに確保しております。申請地においては水稲及び露地野菜を栽培する予定です。 権利の移動を許可することができない場合の要件を定めた、農地法第３条第２項各号に該当することはないので、許可要件のすべてを満たすと考えます。売買価格は三筆で50万円です。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、長崎地区の担当委員は６番與五澤委員です。よろしくお願いします。
與五澤委員	(議案第1号33番農地法第３条許可について説明)
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて長崎地区担当の久保田推進委員から意見をお願いします。
久保田推進委員	(議案第1号33番農地法第３条許可について意見)
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	他に質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。
	(挙手全員)
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【議案第2号】 会 長	○【議案第２号 農地法第５条許可申請書承認の件】 議案第２号「農地法第５条許可申請書承認の件」を議題とします。 議案第２号４番について、事務局より概要説明をしてください。 議案第２号４番について「朗読」 議案第２号「農地法第５条許可」の４番について説明します。場所と写真は資料番号④をご覧ください。また、補足資料も併せてご覧ください。 賃借人は柿沢川の護岸工事を行う法人です。農地法第４条第１項第２

	号では、国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上、又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって、農地を農地以外のものにする場合は許可を必要としないと規定されておりますが、本案件においては、県が農地転用の事業者ではないことから、許可が必要であると判断できます。 柿沢川の護岸工事の期間は、許可日から令和8年3月31日までの約6カ月間です。申請地は建設資材及び工事車両置場に使用する予定です。また、農地への原状回復のスケジュール、原状回復後の耕作者の耕作管理計画も確認しました。 申請地は、農振農用地であり、原則として転用は許可されない農地ですが、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められたものであり、かつ農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるものであるため、不許可の例外に該当すると考えます。また、農地法第4条第6項第3号から第6号までの各号にも該当しないため、本案件は立地基準、一般基準ともに問題ないと考えます。 賃料はひと月5千円です。現地確認については、10月6日（月）に與五澤委員、久保田推進委員と行っております。事務局からの説明は以上です。
会 長	事務局の説明が終わりました。次に担当委員の補足説明ですが、長崎地区の担当委員は6番與五澤委員です。よろしくお願いします。
與五澤委員	（議案第2号4番農地法第5条許可について説明）
会 長	担当委員からの補足説明が終わりました。続いて長崎地区担当の久保田推進委員から意見をお願いします。
久保田推進委員	（議案第2号4番農地法第5条許可について意見）
会 長	推進委員からの意見が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べた上で発言してください。
推進委員	（質問等）
事務局	（回 答）
会 長	質問が無ければ採決に入ります。本案件を承認する農業委員は挙手願います。 （挙手全員）
会 長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案件は承認されました。
【報告第1号】 会 長	○【報告事項 農地法届出(専決事項)について】 報告事項について事務局報告をしてください。

事務局	農地法第5条届出書受理の件について15番を「朗読」。 転用目的は駐車場用地です。令和7年8月25日付、伊国農委第5号受理番号第15号にて受理しました。また、補足資料も併せてご覧ください。
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて、質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問はないようですので報告事項を終わります。
会 長	続きまして、農用地利用集積等促進計画案について、市長より意見を求められています。 それでは事務局説明をお願いします。
事務局	農用地利用集積等促進計画案を「朗読」
会 長	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	事務局の説明が終わりました。質問がある農業委員は挙手し、議席番号、氏名を述べたうえで発言をしてください。何かご質問はありますか。
会 長	質問は無いようですので、続いて質問のある推進委員は挙手し、氏名を述べたうえで発言してください。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	他に。
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	(意見等)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回 答)
会 長	他にありますか。

推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
事務局	(回答)
推進委員	(質問等)
委員	(意見等)
事務局	(回答)
会長	他にありますか、質問が無ければ採決に入ります。農用地利用集積等促進計画案について、異議なしの意見を提出することに賛成される農業委員は挙手願います。 (挙手全員)
会長	ありがとうございました。 挙手全員と認め、本案は異議なしとして提出します。
会長	その他事務局より何かありますか。
その他 事務局長	○農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について ○農地利用目的変更の今後の運用について ○農地利用状況調査に関する調査結果の提出について
閉会 事務局長	以上で今月の案件は全て終了いたしました。長時間にわたるご審議ありがとうございました。 次回は令和7年11月10日(月)午後2時30分から定例農業委員会を行う予定です。時間の変更がある場合は開催通知でお知らせします。場所はあやめ会館3階多目的ホールです。それでは10月の定例総会を閉会します。本日はありがとうございました。

上記のとおり相違ないので、署名する。

令和 年 月 日

会 長
氏 名 _____

議事録署名人

番 氏 名 _____

番 氏 名 _____